

令和4年度 あさぎり町議会第11回会議会議録（第22号）						
招集年月日	令和5年1月27日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年1月27日 午前10時00分			副議長	森岡 勉
	散会	令和5年1月27日 午前12時00分			副議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	山口 和幸	○
	2	岩本 恭典	○	9	永井 英治	○
	3	難波 文美	○	10	皆越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋本 誠	○	12	溝口 峰男	○
	6	小出 高明	○	13	森岡 勉	○
	7	豊永 喜一	○	14	徳永 正道	△
議事録署名議員	8番 山口 和幸 9番 永井 英治					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 丸山 修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹 一範	○			
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○			
	総務課長	山内 悟	○			
	企画政策 課長	荒川 誠一	○			
	財政課長	田中 伸明	○			
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○			
	健康推進 課長	大藪 哲夫	○			
	農林振興 課長	万江 幸一朗	○			
建設課長	酒井 裕次	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第22号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 議案第61号 旧岡原庁舎等解体工事請負契約の締結について  
日程第 3 議案第62号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第10号）について  
日程第 4 報告第16号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 議案第61号 旧岡原庁舎等解体工事請負契約の締結について  
日程第 3 議案第62号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第10号）について  
日程第 4 報告第16号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 

## 午前10時00分 開会

●議会議務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎副議長（森岡 勉君） 徳永議長から欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条の第1項により、私が議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

◎副議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、令和4年度あさぎり町第11回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

◎副議長（森岡 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって、8番、山口和幸議員、9番、永井英治議員を指名します。

### 日程第2 議案第61号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第61号、旧岡原庁舎等解体工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第61号、旧岡原庁舎等解体工事請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。旧岡原庁舎等解体工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 中村財政課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） それでは、議案第61号につきまして説明いたします。本件につきまして

は、令和5年1月23日に入札を行いまして、落札業者との仮契約を締結しているところでございます。今回の契約の内容でございますが、工事名、旧岡原庁舎等解体工事。工事内容、解体撤去工事。工事場所、球磨郡あさぎり町岡原北地内。契約金額、1億3,354万円。契約の相手方、球磨郡五木村甲1,046番地9、株式会社技研日本 代表取締役 堀川匠太。契約の方法、指名競争入札でございます。次に工事概要でございますが、旧岡原庁舎及び旧岡原給食センター、両施設とも昭和50年代に建築された旧耐震基準の建物であり、近年では雨漏り等による劣化が著しく進んでおります。適切な環境下での使用が出来ない状況となっていることから、今回、解体撤去を行うものでございます。なお、工期につきましては、令和5年8月31日までを予定しております。説明につきましては以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第62号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第62号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第10号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第62号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算両括弧10号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の一般会計補正予算（10号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,787万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億7,836万6,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 中村財政課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） それでは、議案第62号につきまして御説明いたします。2ページの続きを読み上げます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越し明許費の補正。第2条、繰越し明許費の追加は、第2表繰越し明許費補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は第3表、地方債補正による。5ページをお願いいたします。第2表繰越し明許費補正でございます。記載の4事業につきまして、繰越し明許費の設定をお願いするものでございます。内容につきましては、それぞれ担当課より説明いたします。次、6ペ

ページをお願いいたします。第3表 地方債補正です。公共土木施設災害復旧事業につきまして、起債の限度額を変更するものでございます。詳細につきましては、担当課より御説明いたします。次9ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分といたしましては、1 枠目の目1 地方交付税ですが、今回の補正の財源調整により、普通交付税を追加するものでございます。財政課所管分につきましては、以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 失礼しました。それでは総務課所管分の説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。歳出でございます。1 枠目の最上段、目6 財産管理費、節10、需用費の電気料は、役場本庁舎及び福祉センターの電気料について、今後の支出見込みで不足する額を増額補正するものでございます。次に4つ下の目2 庁舎建設費、節11、役務費の電線撤去手数料は、第2庁舎建設工事に伴う、支障電柱移設の電線迂回先の支障となる電線の撤去委託料を増額補正するものでございます。その下、節12、木材運搬委託料は、第2庁舎で使用します内装用の木材の仕分と加工場までの木材運搬に係る費用を増額補正するものでございます。その下、樹木伐採委託料は、第2庁舎建設工事に伴う電線迂回先の支障となる樹木の伐採に係る費用を増額補正するものでございます。その下、節21、補償補填及び賠償金の補償費は、第2庁舎建設工事に伴う支障電柱移設に係る電話回線及び光回線の移設に伴う補償費を増額補正するものでございます。次に給与費明細を申し上げます。14ページをお願いいたします。特別職におきましては補正はございません。次に、15ページをお願いいたします。一般職では会計年度任用職員以外の職員分では企画政策課所管業務の時間外手当の増額となります。今回の補正予算での給与費の補正の総額並びに補正後及び補正前の額は、表の各欄に示すとおりでございます。次に、16ページをお願いいたします。今回の給与費の補正の事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは、企画政策課所管分について説明いたします。5ページをお願いいたします。第2表繰越し明許費補正の追加です。番号1、事業名、旧上庁舎内サーバー機器等移設事業ですが、サーバー機器等の移設業務になります。詳細につきましては、歳出で説明いたしますが、年度内の移設完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すため補正計上するものでございます。次の番号2、事業名、テレワーク拠点整備事業につきましては、実施設計におきまして、新型コロナウイルス感染拡大及び物価高騰の影響を受け、建築資材等の入荷の遅れが見込まれ、再度、建築資材の見積り徴収、設計書の変更に時間を要し、発注時期が遅れ、年度内に完成が見込めないことから、翌年度に繰り越すため補正計上するものです。11ページをお願いいたします。歳出になります。1 枠目の目7、企画振興費、説明の時間外勤務手当ですが、総合計画策定に伴います、町民ワークショップを開催しますので、各グループの振興と書記を職員にお願いすることとしておりますので、その時の手当を計上するものです。目8 電子計算費につきましては、非接触型会議用タブレット導入事業に対します、地方創生臨時交付金の配分額変更により財源更正です。目15 地域情報通信基盤整備推進事業費、説明の旧上庁舎内サーバー機器等移設事業委託料ですが、サーバー室があります建物は、耐震性に懸念があり大規模な地震などによる倒壊などが発生した場合、町民のインターネットの利用、地デジの受信、またIP告知による情報取得が不能となり、甚大な被害、損失を引き起

ることが考えられるため、早急に移設する必要があることから、町が所有します地デジ再送信設備、IP告知設備、J-ALERT設備移転費用を計上するものです。目23、生活応援給付金給付事業費につきましては、地方創生臨時交付金の配分額変更によります財源更正です。12ページをお願いいたします。地方創生臨時交付金の配分額変更を行いました各所管課の説明につきまして、企画政策課で説明いたします。最下団の枠、目1商工総務費ですが、信用保証協会保証料補助事業分と、その下、目2商工施設費は、あさぎり町商工コミュニティセンターの新型コロナウイルス感染予防対策事業及びポケトーク購入事業に対します地方創生臨時交付金の配分額変更によります財源更正です。13ページをお願いいたします。最上段の枠で目3教育振興費ですが、町立小・中学校オンライン事業用カメラ等購入事業に対します地方創生臨時交付金の配分額変更によります財源更正です。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。それでは、生活福祉課所管分の説明をさせていただきます。9ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目、目2、節2の児童福祉総務費補助金 説明の出産子育て応援交付金は、妊娠出産時に支給されます給付金につきまして、国の負担分として事業費の3分の2を受け入れるものでございます。3枠目、目2、節4の児童福祉費補助金につきましても、出産子育て応援給付金につきまして、県の負担分として、事業費の6分の1を受け入れるものでございます。11ページをお願いいたします。歳出でございます。2枠目、目1、節18の負担金補助及び交付金、説明の出産子育て応援給付金は、健康推進課が担当します伴走型相談支援事業で、妊娠時から出産、子育てまで一貫した相談支援を実施する中で、妊娠時出産後に面談を実施し、申請書を提出いただいた方に対しまして、妊娠時5万円、出産時5万円を応援給付金として支給するもので、出産応援ギフトとして123人分、子育て応援ギフトとして67人分の総額950万円を予算計上するものでございます。12ページをお願いいたします。1枠目、目1、節17の備品購入費につきましては、救護施設の食堂に設置してあります大型テレビが経年劣化によりまして使用出来なくなりましたので、新しく備品購入するものでございます。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、健康推進課所管分を御説明いたします。12ページをお願いいたします。はい、歳出です。上から2枠目の目1保健衛生総務費、節18負担金補助及び交付金の医療機関等物価高騰対策支援金につきましては、熊本県におきまして医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱が1月18日から施行されております。これに伴い、町も独自の支援として、病院、診療所、歯科診療所、助産所、施術所、薬局に対し、材料費や光熱費、燃料費等の支援を行うため、その財源として増額をお願いするものです。以上、健康推進課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは、農林振興課所管分について説明を申し上げます。第2表、繰越し明許費補正につきまして、番号の3、農地等災害復旧事業になります。台風14号で被災したか所の復旧につきまして、資材の調達や適正工期の確保などから事業の繰越しをお願いするものです。9ペー

ジをお願いいたします。歳入になります。2段目の枠、目5災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金につきましては、5か所分の国庫補助金を受け入れるものになります。次に、3段目の枠、目4農林水産事業費県補助金、節2、農業費補助金の経営所得安定対策推進事業費補助金は、業務で使用するプリンターの入替えの経費として受け入れるものです。続きまして、12ページをお願いいたします。歳出になります。3段目の枠、目4農業振興費の施設園芸燃油高騰対策支援金は、世界情勢に起因する原油価格高騰の影響で施設園芸を営む農業者に対し、経営の継続を支援することを目的として補助金を支出するものです。次の目8水田農業経営確立対策事業費の地域再生協議会補助金は、歳入で説明をいたしましたカラープリンターの入替え経費として、町再生協議会へ支出するものです。13ページをお願いいたします。2段目の枠、目1農地等災害復旧費の工事請負費につきましては、緊急性のある5か所分の工事費となります。以上、農林振興課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。5ページをお願いいたします。繰越し明許費の追加でございます。番号の4番で、公共土木施設災害復旧事業につきまして今回の補正で工事請負費を計上しておりますが、年度内の完了が見込めないということで繰り越すものです。次に9ページをお願いいたします。歳入でございますが、2枠目の目5災害復旧費補助金、節2公共土木施設災害復旧費補助金につきまして、辰堀川の災害復旧における補助金を計上しております。最下段の枠で目8災害復旧債、節2公共土木施設災害復旧事業債につきまして、辰堀川の災害復旧における財源として計上しております。13ページをお願いいたします。歳出でございますが、3枠目の目1公共土木施設災害復旧費、節14工事請負費につきまして、辰堀川の災害復旧であります。隣接して令和3年度に発生しました災害復旧工事を施工中でありますので、仮設道路を供用できるということで、早急に発注を行うために計上するものでございます。以上で、建設課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。11ページの目の15でございますが、庁舎内サーバー機器等移設業務委託料。先ほどの御説明で上庁舎解体に伴う移設、あるいは大規模地震等の発生時のときの設備機器の確保が、安全確保が出来ない。で、早急にというような御説明をいただきました。これまで特別委員会等でいろいろ御説明をいただいた中で、何点か関連しますので、お尋ねをしたいと思います。今回の移設2,200万程度の町負担での移設とあわせて、イクスライド社の負担分として8,000万等の会社負担での投資も同時にされると。この場合に、その8,000万のイクスライドさんの負担は仮定の話ですが、今後イクスライドさんが撤退をされるような状況になったときには、要するに今の併設型、単独型の議論の延長ですね。撤退になった場合には8,000万というのは、IRU契約の中での町に対する補償負担、補償の請求、そういった対象になってくるんじゃないかというような危惧が1点ございます。その点について1点お尋ねをしたいと思います。あわせて、これまで御説明の中ではこの2,200万の移設料に関しましては、イクスライドさんの無償譲渡あるいは併設型、単独型そういった議論とは別物で、先ほどの御説明の

ように大規模地震等の補正のために早急な対応が必要なためであって、そういった議論とは別物で考えてもらいたいというような御説明ございました。であれば、そういった併設型等との前提条件にはならないというふうに私は今、そういう説明を受けているというふうに理解しておりますが、その点をこの場で再度確認をさせていただきたいと思います。もう1点。あわせて併設型、単独型となった場合ですね。併設型の場合8.2億円の概算、概算というか今の見込額が御説明いただいておりますが、そういった議論がある中で単独型、併設型あるいはイクストライドさんへの無償譲渡等の問題が財政的な優劣の検討、あるいはそういったものが不備である、不備というか不足している、まだ。そういった中で今回の移設はですね、移設費の予算計上は先ほど言いましたとおり、地震等々の問題があるというふうに、その1点です。最近では御説明をいただいておりますが、先ほど言いました発展要件の問題等もございまして、確認でございます。先ほど2番目で言いました併設型等々の議論の前提条件にはならない。そのことをこの場ではっきりと明言をさせていただきたいというふうに思っております。以上の質問あるいはその背景となりますところの理由を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。1点目につきましてはイクストライドのほうからですね、撤退はしないという意思を確認しておりますので、今後、撤退されるということはないというふうに認識しております。それから今回の移転につきましては、イクストライドさんがサーバーを移転されますと、あわせて地デジ再送信、IP告知、それからJアラート、これがですネット回線につながっておりますので、一緒に移転する必要があるということで予算を計上させていただいておりますので、これが将来的にですね、これから単独か併設型は協議をもう少し先延ばしするというのを約束しておりますので、その中で話す中でですね、これが移転をしたことがその話合いの中でいろんな作用をするということは私たちは想定はしてませんが、あくまでもイクストライドさんは継続されるという仮定のもとで、また今後は協議をさせていただくことになると思います。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今、町長1番最後に申されましたイクストライドさんが継続される前提というか仮定でということが常に町のほうから御説明あっております。先ほど私言いました併設型、単独型の中でイクストライドさんとのIRU契約を解除するという選択肢をですね、それはまだどの段階でも、正式には意思決定をなされていないと思ってるんですよ。町の方針というのは御説明を受けてます。先ほど申し上げました8,000万の問題のですね、補償問題につながるんじゃないかと申し上げたのは、IRU契約の解除ということをした場合ですよ。もちろんそうなると思ったわけじゃありませんけど、それも私の中ではまだ選択肢としてあるというふうに思っておりますが、その時の8,000万の問題が出てくるんじゃないかと。これは特別委員会でも申し上げたと思っております。その付近の話をですね、今回確認をさせていただきたいというふうに申し上げたところで先ほど8,000万の補償の問題を。繰り返しになりますが、イクストライドさん、私は撤退という言葉を使いましたが、IRU契約の解除。それもまだ選択肢の中にあるんじゃないかというふうな認識でおります私は。ですからその付近の議論、議論というか正式ななんて言いますかね、正式と申しますか議論がまだきちんと、きちんとというかなされていない町の方針は伺って

ますけど、少なくとも議会の意思はまだ示されていないというふうに思っています。その中で前提条件となる今度2,200万の移設工事はですね、そういうことの前前提条件になってしまうんじゃないか。ですから全体のことをきちんと議論した中で、スタートしないと。スタートしてしまっただけですね、そのあともう軌道修正、方針転換が出来ないんじゃないかというような危惧を持っておりますので、こういった御質問をさせていただきます。もう1回お願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 12月ちょっと期日は忘れましたが業者さんの説明会の時に、イクストライドの社長は事情があって出席出来なかったということで全員協議会のときにですねお手紙をいただいたものを読ませていただいた中で、イクストライドさんは撤退するという意思是示されてませんし、継続してなおかつあさぎり町のインターネットサービスを充実させていきたいというような意思を明確にいただいておりますので、それがイクストライドさんの意思表示であると私たちは認識し、それをまた議会にもお伝えしたと思います。今後ですねイクストライドさんが撤退するという事は私たちは想定してませんので、それによる損害賠償請求というようなことはないというふうに思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） すいません。堂々巡り言いますですが、イクストライドさんの意思がどうかではなくて町の意味がまだ決まってないんじゃないかということです。イクストライドさんの意思があったらもうIRU契約では、絶対に解除出来ないんでしょうか。あれは絶対条件じゃないと思うんですね、そこはいろんな協議が伴いますけど。ですからそこが確定してない段階で、イクストライドさんの意思があるからそういう意思だからという前提で、進んでしまうのは私はちょっとまだ、現時点では、そういう段階ではないんじゃないかというふうに思っております。繰り返しですがそういうことでイクストライドさんの意思を確認をして云々じゃなくて町の意味が決まってないんじゃないか。ですから町の意味が決まってないのに、2,200万の移設はもう実質、物事がスタートしてしまうんじゃないかと、それを申し上げているところであります。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。結局IRU契約を解除するというような段階でですね、これは相互の文書による取り交わす合意がなされないと解約が出来ないというものに基づいてイクストライドとの交渉を行った結果、イクストライドは無償譲渡を受けて、そして業務を継続したいということを言われました。町のほうとしては光、あさぎり光ファイバーをですね、無償譲渡することはこれはもう物品の譲渡になりますので、議会の議決は要らないということを確認した上で、議会のほうに説明を申し上げて、これを無償譲渡という方向でお願いをしておるわけです。それから、鹿児島大学のアドバイザーの意見等も聞きましてですね全国のいろんな事例等も御紹介いただきながら、併設型でやっていってはどうかということ提案をいただいたので、そちらの方向で今進めております。それで、新規通信事業者からも3社ほど、その場合には、プロポーザルに応じるということで予定見積り等もいただいておりますので、そういうことを確認した上で、併設型で進んでいきたいということで今進めてるわけです。ただ併設型につきましても、まず新規通信事業者の

工事費が予算のほうの議会の予算をいただければ前に進みませんので、その議論を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

◎副議長（森岡 勉君） 中野デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい。すいません、ちょっと私のほうからも1点補足をさせていただければと思います。今回の移設の予算計上の点でございますけれども、課長のほうから説明があったとおり今回の本件の移設の目的はですね、やはりその建物の倒壊等によって、町民の方々のインターネット利用等に甚大な影響を与えることを防ぐことにあると考えております。町長から申し上げたとおり、イクスライドの意向等は事実としてお伝えさせていただいておりますけれども、こちらまた町長から御説明あったとおり、今回の移設がですね無償譲渡ですとか併設型整備ですとかそういった他の論点への影響というところでは作用はしないものと考えております。執行部としては想定しておりますので、作用をしないものと想定しておりますので、その点は御理解をいただければと思います。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今の審議監の答弁のと、あわせて町長の答弁聞いておまして、また特別委員会での答弁、整合性がとれるのだろうかかなあと思ってずっと聞いておりましたが、今あのイクスライドを今回の移転費用については無償譲渡、あるいは併設型の整備に全く関係なくて、今言われた形での災害等に対応する移転ですと、あくまでもという話をされておりますが、ところが、今の1番議員の答弁を聞いておると、もう基本的にはですね、基本的にはもうイクスライドに譲渡しますと、いう基本姿勢が、イクスライドからも撤退しないということだから、もう継続をしていただくというのが基本であるというふうに、聞こえてきたわけですが。そういうことを考えると整合性がとれるのかなと思って、特別委員会で言われた白紙の状態で議論してほしいと言いつつも、一方ではもう町はもう譲渡しますという考えが基本的にあるわけですよ。そういうふうに聞こえてくるんですけども、確認したいんですがそこ。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 今の現時点でのですね、話合いとしましては、まずサーバー移転についてはこれイクスライドの所有のものを安全なところに移転するという考えですので、それに合わせて地デジ再送信のサービスとそれからIP告知とJ-ALERTのものも一緒に移設しないと、これ別々にするわけにはいかない、光回線につながっておりますのでですね。ですから、それを予算をお願いしたいということで、サーバー、すいません、あさぎり光の無償譲渡、それから併設型の議論とはまず切離してやっていただきたいというのは、そのとおりです。それであわせてですね、あさぎり光の無償譲渡と併設型でやっていくという議論はまた改めてさせていただきますが、現時点ではそのような考えで、町としてはそのような考えを進めさせていただきたいという意味で申し上げてるところです。

◎副議長（森岡 勉君） 12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 私もこの光のですね、特別委員会の委員長をしてるんで責任があるんで、私自身、今のお話を聞きながら、ちょっとまだまだ納得出来ない部分があるんですが。一方、町長自身がですよ。町長自身が、今回のあさぎり広報の第2月号、これに光ブロードバンドのことを書いてございました。

もう基本的にもう町長自身も、これはもう町の方針だと思うわけですね23年の取組だということで書いてあるんですが。そこにもう無償で、もうイクストライドに譲渡しますということを書いてあるわけですね。して、一方は光ブロードバンドの新規事業者についてもそれはもう当然、受入れてやっていきますというお話でここに書いてあるわけですが。それを見た時に、今言うように白紙の中で今後は議論してくださいというお話と、もし町が、町の方針ですね今言われた、今言いましたような、違う形で議会が結論を出した時、今本当に勉強してるわけですが、みんな。違った形で単独でという希望といますかね結論が、特別委員会で出たときにはですよ。これはまた町長、町の方針とは違う形になってしまうわけですが。今度は議会が町がこう思って仕事をしてきたんだけど、議会が受けて、受入れてくれなかったと。結局は、議会が悪者になってしまうわけですがけれども。そういう事は私は絶対避けたいなって思うとですよ。この中に一言書いていただければ、もうその辺はもう解決出来たかなと思ったのは、今、この光ブロードバンドについてはですね併設型にしても、単独にしても、やっぱり8億9億の予算を伴うわけですよ。ですからその部分を、多額の金額を投資をする、光ブロードバンドの今度の整備ですから、これについては特別委員会で議会でも議論していただいておりますと、そういった形での項目が入っとればですよ、少しは救いがあったかなと思うんですが。もうここに町は、こぎゃん考えでありますってということだもんだから、非常に先を心配するわけですがけれども。その辺りはどのように考えておられるのかなと思って、確認をしたいんですが。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、確かに今溝口委員が言われるようにですね、今議会と議論しているんだということを書かなかったことは確かに私の不手際だと思います。そこは本当に書くべきだったと思いますので、おわびをしたいと思います、あくまでも一つの町の方針ということで書かせていただきました。結局これを議会で議論していくのだということを書いて、書き添えてなかったのは、確かに私の不手際ですが、議論をする中でですね、昨日、1昨日、中野政策審議監と一緒に総務省にも行ってきました。光基盤整備担当の局長さんともお話をさせていただいて、いろいろと御意見もいただいております。まだまだこれ今後またいろいろ検討していかなければならない部分もありますので、またいろんな議論が出てくると思います。ですから、イクストライドさんとは、無償譲渡ということで覚書を書いておりますので、そちらに対してもですね、実行する義務がありますので、その話はその話を進めながら、またいわゆる白紙にして議論をするということじゃなくて、継続しながらですね、継続しながら、議会の議員の方々の御意見も十分に尊重しながら、話を進めていくということです。その中には、先ほど言いましたように総務省のほうにも御相談に行ってますので、総務省のほうの御意見もまだ十分に検討しておりませんが、そちらのほうも検討しながらですね、また議会にも納得のいく方法が見いだせるよう努力はしていきたいと考えております。まずはサーバー移転に伴って、地デジ再送信とIP告知と、それからJ-ALERTの移転の費用をいただいた上で、検討を一緒にさせていただければというふうに考えているところです。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。できれば暫時休憩をいただきまして、公共施設マネジメント特別委員会を開いていただければと、を希望いたします。

◎副議長（森岡 勉君） はい。それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

---

再開 午前11時51分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで、9番、永井議員から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。公共施設マネジメント調査特別委員会の副委員長という立場からも質問といたしますか確認の意味で、発言をさせていただきます。先ほどから何回もっておりますけども、今度のこの移設費用がこれからの併設型、単独型、これには全く、何といたしますか、関係しないといいますが、そういったところをもう少し、この場で詳しく説明をいただけますか。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。我々が議論する中で使ってきた言葉が、サーバー移転、サーバー移転という言葉を使ってきたことも私たちもちょっと、説明する手段としてはまずかったなと思ってるんですが、サーバー移転はイクストライドの仕事で、私たちは地デジ再送信、IP告知、J-ALERTの移転についての予算をお願いするわけですが、この移転とですね、それから単独型でやるか併設型でやるかという問題は切離して考えていきますので、またこれで予算をいただいて、移転は移転でやった上で、また改めてですね、協議をさせていただきますので、今イクストライドと取り交わしてる覚書も期間を延ばして、そしてまたその時間を作って協議をしていきますので、そういう御理解でいただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。先ほどからですね、先ほどの委員会を開いたときに執行部の答弁がちょっと違うんじゃないかと。町長とデジタル審議監ですね、中野デジタル政策審議監。そういったところもちょっと確認の意味で、デジタル審議監に今の同じ答弁をお願い、お願いしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 中野デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい、お答えいたします。私といたしましても、今町長申し上げた内容とほぼ同じでございますけれども、インターネットの整備の在り方の話と、今回の地デジ再送信の設備、IP告知、J-ALERTの設備の移転の話というのは切離して考えるべきものだと考えておりますので。またそのインターネットの今後の在り方の部分については、議会とも引き続き協議をさせていただきながらですね、対応させていただきたいと思っておりますので、今回の御審議をお願いしたいと思っております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎副議長(森岡 勉君) 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 報告第16号

◎副議長(森岡 勉君) 日程第4、報告第16号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 報告第16号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎副議長(森岡 勉君) 万江農林振興課長。

●農林振興課長(万江 幸一朗君) 2ページをお願いいたします。それでは、専決第10号について説明を申し上げます。専決文につきましては割愛をさせていただきます。次に和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、1、相手方につきましては、記載のとおりとなります。次に詳細につきましては、3ページにより説明を申し上げます。1当事者につきましては、記載をしている職員ということになります。2、事故の発生状況ですが、令和4年10月21日、午前8時30分頃、あさぎり町須恵6,322番地先路上で、町職員が職務上、公用車を運転中、相手方の運転する自動車と衝突し、相手方車両を破損、破損させたものとなります。次に、3、事故の損害額は、町13万4,200円、相手方が22万円であり、4、事故の責任割合につきましては、町が10%、相手方が90%であります。よって、町が支払うべき5、損害賠償額は、2万2,000円ということになります。なお、この損害賠償金の補填につきましては、町が加入する一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補填されるものです。最後に、7、和解事項といたしまして、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して、裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させさせることとする、するものです。なお、専決処分につきましては、令和4年12月27日に行ったものとなります。以上で説明を終わります。

◎副議長(森岡 勉君) 報告が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 質疑なしと認めます。これで報告第16号を終わります。

◎副議長(森岡 勉君) お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長（森岡 勉君） 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎副議長（森岡 勉君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町第11回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

**午前12時00分 閉会**

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月7日

副議長 森岡 勉

署名議員 山口 和幸

署名議員 永井 英治